

# みなとみらい21地区自転車等駐車場整備指針

制 定 平成21年4月1日

## 1. 適用範囲・対象施設

- (1) みなとみらい21中央地区
- (2) 平成20年4月1日以降に着工される建築物
- (3) 仮設建築物などの適用除外については、別途定める。

## 2. 自転車等駐車場に収容する対象

- (1) 自転車及び排気量125cc未満の自動二輪車
- (2) 排気量125cc以上の自動二輪車は、横浜市駐車場条例による。  
(床面積3,000㎡毎に1台)

## 3. 自転車等駐車場の計画において配慮する事項

- (1) 地上レベルの屋内外に配置することを基本とし、道路との出入が容易な場所とする。
- (2) 歩行者動線や出入りに支障がない場所とする。
- (3) 歩道側から直接見えないように植栽を施すなど、建物との調和や周辺の景観への配慮をする。(都市景観形成ガイドラインを遵守)

## 4. 商業系施設の整備台数

- (1) 店舗面積が1,000㎡以上は、横浜市大店法設置基準を遵守する。
- (2) 店舗面積が1,000㎡未満の施設は、最低15台以上とする。

## 5. 業務系その他施設の整備台数(※)

- (1) 専用床面積10,000㎡未満は、最低20台以上とする。
- (2) 専用床面積10,000㎡以上は、20台+2,000㎡毎に1台の合計台数以上とし、最大60台とする。

※5. 大店法適用外の業務等の用途施設は、専用の床面積に応じて台数を算定する。

・算定例：土地5,000㎡、業務用途専用床面積30,000㎡の場合

$$20 + (20,000 \div 2,000) = 30 \text{台}$$

・業務用途の専用床面積90,000㎡以上：60台

以上